● 市報 取り戻そう、ふるさと石巻

UDEEE:

災害臨時号 第10号 平成 23 年 8 月 1 日発行



水産都市復興への第一歩

7月12日(火)、石巻魚市場で4カ月ぶりに水揚げが再開され、水産都市復興への第一歩を踏み出しました。

ひさしぶりに並んだ新鮮な魚介類に、水産関係 者の笑顔と活気があふれていました。

◇◆◇主な内容◇◆◇

災害	弔	献金	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2
応急	仮記	没住	宅	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	3
市税	の)	咸免	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	4	\sim	5
国民	健儿	兼保	験		後	期	高	齢	者	医	療	制	度	•	•	•	•	•	Р	6
健康	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	7
各種	おり	116	せ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	8



東日本大震災被災状況(7月18日現在) 死 者 3,139人 行方不明 1,012人

避難者数 3.892人 避難所数

参考(平成23年2月末現在) 人口 162,822人 世帯 60,928世帯 ※行方不明者数について、7月6日から実態調査の人数を公表していますが、前号(7月15日発行時)には間に合いませんでした。そのため、大幅に人数が変更になっていますのでご了承願います。

76カ所

災害弔慰金

災害弔慰金の額については、死亡された方と支給対象となる遺族の関係により、下記のとおりとなります。

支給順位	支給対象となる遺族	災害弔慰金の額	
1	- 死亡された方によって主として生計を - 維持されていた遺族 * -	配偶者	
2		子	
3		父母	500万円
4		孫	
5		祖父母	
6	上記以外の遺族	配偶者	
7		子	
8		父母	250万円
9		孫	
10		祖父母	

*主として生計を維持されていた遺族とは、次の①と②のいずれにも該当する方です。

- ①死亡された方が受給遺族の主たる扶養者であった場合
- ②受給遺族に収入が無い場合または受給遺族の所得が所得税法に規定する総所得金額で38万円(給与収入の場合は103万円)以下の場合

◇行方不明の方の災害弔慰金について

6月11日から受け付けを開始していますが、受け付け時には調査票や支給対象者の戸籍謄本、身分証明書、振込口座の写し等を提出するほか、行方不明に関する申立書に記入していただきます。用紙は災害弔慰金受付窓口のほか、ホームページからダウンロードもできます。

※申立書はあくまで災害弔慰金支給のための様式です。(他の行方不明者関連の申請には使用できません。)

問 福祉総務課(内線2456)

震災に伴う倒壊家屋・事業所等の処理

震災に伴う倒壊家屋・事業所等の解体撤去作業を開始しています。

今後も、「一般家屋解体・事業所解体・がれき類運搬申込み」「早期復興に向けた事業所等解体・がれき類運搬申込み」については、当分の間継続して受け付けしていますので、撤去を希望の方は申し込み願います。

対象者・り災証明(全壊・大規模半壊に限る。)、被災証明を受領された方

・中小企業事業者(中小企業法第2条に規定する中小企業者の範囲)

受付窓口 太陽生命ビル1階(市役所南側)災害廃棄物対策課・各総合支所 **受付時間** 午前8時30分~午後5時 ※ 「二次災害の発生が予想される一般家屋解体・がれき類運搬申込み」(家屋等の所有者が施工業者を選定するもの) については、7月15日(金)をもって受け付けを終了しました。

問 災害廃棄物対策課(内線6315、6316)

仮設住宅入居者の皆さまへ〔お願い〕

◇ゴミ出しルールをみんなで守りましょう

- ・ それぞれの地区の収集日の午前8時30分までに、所定の場所に出してください。
- ・ごみは、指定した袋(半透明のごみ袋)に入れて出してください。
- ・ごみの種類を確認し、決められた収集日に出してください。

◇駐車禁止区域への駐車はやめましょう

※集会所や談話室の利用について、お気軽にお問い合わせください。

問 仮設住宅運営管理室(内線4763·4764·4765)

8月1日から住民基本台帳カードの申請受付を再開します

受付日時 平日 午前 9 時~午後 4 時30分(祝日除く) 受付窓口 市民課 河北、河南、桃生、牡鹿総合支所 蛇田支所

住民基本台帳カードの申請には、顔写真など必要なものがあります。詳細はお問い合わせください。 問 市民課(内線2313)

被災者雇用開発助成金

震災による離職者などをハローワークの紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れた事業主に対して、最大90万円の助成金が支給されます。

問 ハローワーク石巻 ☎95-0158

応急仮設住宅の建設計画

★新規申込受付及び地区変更は、6月25日付けで終了しました。

◎今回の抽選対象は下記のとおりです。なお、**入居可能世帯数につきましては、若干の変更**が生じることがありますので、ご了承願います。

※印の建設地においては、全て2DKタイプとなることから、1人世帯の方にも2DKを提供し、4人以上の世帯の方については、2DKを2戸提供します。ただし、家電等につきましては1セットのみの提供となりますので、ご了承願います。

			入居可	丁能世帯数				抽選対象地区	
地区	建設地	合計	1 DK (1 人用)	2 DK (2~3 人用)	3 K (4人以上用)	完成予定	抽選予定日		
	※新成1丁目地区	15	3	7	5		8月10日	旧市内東部	
本庁	大畑地区	30	未定	未定	未定	8月上旬		その地区に居	
	卯ノ崎地区	15	未定	未定	未定			住されている方	
河南	※須江糠塚地区②	55	未定	未定	未定	8月上旬	建設終了次第	河南地区	
円用	町北地区	10	未定	未定	未定	0 万 上 刊	建议於] (人第	門用地區	
雄勝	雄勝森林公園②	8	未定	未定	未定	8月上旬	建設終了次第	雄勝地区	
牡鹿	大原地区	23	未定	未定	未定	8月上旬	建設終了次第	牡鹿地区	
11.0	五梅沢地区	8	未定	未定	未定	0 万 上 刊	建议於]	牡胚地区	

- ◆旧市内抽選対象地区 【東部地区】湊・鹿妻・渡波・稲井・荻浜・田代地区および当該地区に地区変更された方 【西部地区】上記「東部地区」以外の地区および当該地区に地区変更された方
- **◇今後の建設予定** 石巻運動公園(600戸)、青葉西民有地(25戸)、トゥモロービジネスタウン(200戸)、曽波神前地区(15戸)
- ◇抽選 抽選方法 公開抽選 【本庁分】市役所5階「市民サロン」午前10時30分~ 【総合支所分】各総合支所午前10時30分~
- ◇河南、河北および桃生地区の仮設住宅へ希望される方について

既に申し込みされている方で、河南、河北および桃生地区の仮設住宅に入居希望される方は、全壊・半壊を問わず随 時受け付けしています。

受付場所 市役所 5 階 下水道課(建設担当)窓口または電話 (☎95-1111(内線5718)・☎080-6059-1837)

受付時間 平日 午前 9 時~午後 4 時(祝日除く)

- **◇その他** ・被害状況が全壊の世帯を優先して抽選を行っています。
 - ・抽選時における、避難所または避難所以外の方としての優先適用はしていません。
 - 『住宅の応急修理制度』および『民間賃貸住宅の応急仮設住宅への切り替え制度』をご利用される方は、応急 仮設住宅へは入居できません。

問 建築課(内線5668)

石巻市震災被災者行政サポート事業・業務補助員募集

市では、被災された方々の雇用の場を確保するため、人材派遣会社が有期契約社員として雇用し、市役所に おいて震災に伴う各種業務の補助を行う事業を実施します。(宮城県緊急雇用創出事業)

対象者 ・震災時、石巻市内に住所を有し、その影響により離職を余儀なくされた方または求職者 (震災の影響により、内定が取り消された学卒未就職者を含む)

・震災に伴い、廃業または休業を余儀なくされ、収入が無い自営業者や農林漁業者の方

採用予定人数・8月1日~ 29人・8月22日~ 26人ほか計250人程度勤務時間・1日実働7時間45分(週休2日制。土日勤務がある場合あり)

賃 金 • 事務職 日給5,600円~+通勤手当1,000円 • 労務職 日給6,400円~+通勤手当1,000円

・特別労務職 日給8,200円~+通勤手当1,000円(必要とされる技能等に応じて賃金を支給する)

|間| 〔受託事業者〕㈱インテリジェンス(行政サポート事業担当事務局)**☎**0120−988−262(10:00~18:00)

税務課から 市税の減免等 震災に伴う平成23年度分の市税の減免等について、お知らせします。

◇個人市・県民税

区	分	減免割合	申請書の提出
お亡くなりになられた方		全部	必要なし
生活保護法の規定による生活扶助を受ける	こととなった方	全部	必要あり
障害者となった方		10分の9	必要あり

○納税者が居住する住宅に損害を受けた場合、市・県民税が減免されます。

合計所得金額(平成22年分)	損害の程度	減免割合	申請書の提出
500万田ハ下でもストキ	全壊	全部	
500万円以下であるとき	大規模半壊、半壊	2分の1	
500万円を越え750万円以下であるとき	全壊	2分の1	 必要なし
500万円を越え750万円以下であること	大規模半壊、半壊	4分の1	必安なし
750万円を超え1,000万円以下であるとき	全壊	4分の1	
750万円を超え1,000万円以下であること	大規模半壊、半壊	8分の1	

[※]免除、減免に係る申請等は、決定次第お知らせします。

問 税務課課税管理室(内線3093~3098)

◇法人市民税

(1)平成23年3月11日において、市内に所在する事務所・事業所の全てが、市の公示する「平成23年度分の固定資 産税等の課税免除対象区域 | 内にある場合に、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事 業年度の法人市民税の均等割を免除します。

(2)法人税割の税率を、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業年度分について、100分 の12.3とします。また、震災により受けた損失が資本・出資金の額(資本金の額または出資金の額が300万円未満) の2分の1以上の額の損害を受けた場合は、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業 年度分の法人割額について、10%を減免します。 問 税務課税務管理室 諸税証明グループ(内線3099)

◇固定資産税・都市計画税

津波により甚大な被害を受けた区域内の土地や家屋は課税免除となります。 課税免除となる区域の指定については、決定次第お知らせします。

固定資産の区分	損害の程度	減免の割合	申請書 の提出			
住宅用地	当該住宅用地の適用に係る住家が、全壊もしくは大規模半壊または津波により床下浸水した場合	全部	必要なし			
住七用地	当該住宅用地の適用に係る住家が半壊した場合(床下浸水した場合を除く。)	10分の5	必安なし			
	浸水、土砂の流入その他の事由により当該土地の面積の10分の8以上において従前の使用ができなくなった場合	全部				
土 地 (住宅用 地ではないものに 限る)	浸水、土砂の流入その他の事由により当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満において従前の使用ができなくなった場合	10分の8				
	浸水、土砂の流入その他の事由により当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満において従前の使用ができなくなった場合	10分の6	必要あり			
	浸水、土砂の流入その他の事由により当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満 において従前の使用ができなくなった場合	10分の4				
農地	一部において、浸水、土砂の流入その他の事由により被害がある場合	全部				
家屋	全壊もしくは大規模半壊または津波により床下浸水した場合	全部	ひ曲まれ			
多	半壊した場合(床下浸水した場合を除く)		必要なし			
償却資産	当該償却資産を保管等している家屋等が全壊もしくは大規模半壊、もしくは津波により床下浸水した場合または当該償却資産が価格の10分の10において価値を減じた場合	全部				
	当該償却資産が価格の10分の6以上10分の10未満において価値を減じた場合	10分の8	必要あり			
	当該償却資産を保管等している家屋等が半壊又は当該償却資産が価格の10分の4以上10分の6未満において価値を減じた場合	10分の6	処安のり			
	当該償却資産が価格の10分の2以上10分の4未満において価値を減じた場合	10分の4				

- 都市計画税は、課税免除または全額減免となりますので、実質的に税金は発生しないことになります。
- ・減免は、り災状況に応じて減額後の税額で納税通知書を送付しますが、一部、納税者の皆さまからの申請により 滅免が可能となる場合があります。詳しくは、納税通知書に案内チラシ等を同封しますのでご確認願います。また、 各税の減免申請の受付開始時期については、決定次第お知らせします。

間 税務課課税管理室 家屋グループ(内線3112~3199) 土地グループ(内線3122~3124)